



二平方メートルで本議案の取得面積と併せて五千三百五十平方メートルとなりますので、五十アールに達しないとは認められないので該当しません。次に、地域との調和要件については、今までどおり米の栽培をされるため地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれはないと思われるので、該当しません。次に、所有権以外の権限に基づく耕作農地の転貸制限については、自作地となっており該当しません。最後に、農地等を信託財産とする権利取得及び特別許可には、該当しません。以上です。

次に、整理番号五号、六月十五日受付、受付番号八十五号でございます。本件は、農地の所有権の移転に係る農地法第三条に基づく許可申請でございます。申請当事者は、譲渡人の●●県居住の●●さんと、譲受人の●●居住の●●さんです。申請地は、●●字●●●●一三七番地四で、農振・農用地区域外にあり、地目は台帳、現況地目とも畑、面積は一・二平方メートルです。申請理由は、譲渡人の●●さんが県外在住で今後申請地の管理ができないため、今回申請農地を売買されるための申請です。

本議案について、審査基準の全ての項目ごとに申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果をご説明します。まず、農地の権利取得後、全ての農地について効率的に利用することができるかについては、距離、労働力及び農業機械の保有状況から見て該当しません。次に、申請農地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳を確認した結果、自作地となっており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。次に、農業生産法人要件については、本議案は個人の権利取得ですので該当しません。次に、権利を取得する者が取得後において農作業に常時従事するかどうかについては、一作年会社を退職され、その後、●●の非常勤職員として週二回の勤務であり、現在、果樹及び米栽培に年間百五十日従事されており、取得後も農作業に常時従事すると認められるので該当しません。次に、権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が五十アールに達しているかについては、現在の経営面積が二万五千九百三十七平方メートルで本議案の取得面積と併せて二万六千四十九平方メートルとなりますので、五十アールに達しないとは認められないので該当しません。次に、地域との調和要件については、地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれはないと思われるので、該当しません。次に、所有権以外の権限に基づく耕作農地の転貸制限については、自作地となっており該当しません。最後に、農地等を信託財産とする権利取得及び特別許可には、該当しません。以上です。

一、議長（菅本義勝） 只今、事務局から説明いたしました。地区担当委員さんのご意見を拝聴します。



いことになっていますが、今回の土地は全て農地であり、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積が事業目的から見て適当と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、個人住宅の建築としての必要最小限の面積であり、該当しないと考えます。申請に係る事業が土地の造成のみを目的とするものである場合は、許可しないことになっていますが、本件は個人住宅としての目的であり、該当しないと考えます。農地の転用が周辺の農地に支障を及ぼす恐れがある場合には許可しないことになっていますが、今回の転用で隣接する農地はなく、今回の転用で集団農地を分断することは無いことから、該当しないと考えます。以上です。

一、議長（菅本義勝） 只今、事務局から説明いたしました。地区担当委員さんのご意見を拝聴します。

一、三番委員（碓俊治） 場所的には、●●●から●●●の方に行った。●●●の道挟んですぐ西側です。田んぼですので、埋め立てなければいけないだろうと思います。今回娘婿さんが家を建てることでした。なんら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

一、議長（菅本義勝） 他に御意見はありませんか。

一、十四番委員（山野信也） ここは実際田んぼとして作っておられるわけですかね。

一、三番委員（碓俊治） 作った形跡はあります。

一、十四番委員（山野信也） 小作人はいないとなってるけれども、本人が作っているわけですか。

一、事務局（徳永惣一） 本人が作っておられます。

一、十四番委員（山野信也） わかりました。

一、議長（菅本義勝） 他に御意見はありませんか。

一、全委員異議なしと呼ぶ。

一、議長（菅本義勝） 議案第二号農地法第五条第一項の規定による許可申請三号については、異議が無いようですので、許可ありて差し支えないものと認め許可意見を可決承認いたします。

一、議長（菅本義勝） 議案第三号農業経営基盤強化促進事業実施に伴う農用地利用集積計画（利用権設定等）の承認について、職員をして議案を朗読せしめた。

一、議長（菅本義勝） 提案理由を説明し審議に諮る。

事務局、議案第三号につきましては、農業経営基盤強化促進法第十八条第一項の規定に基づき、玉東町長から平成二十二年六月二十五日付で農用地利用集積計画の決定を求められているところであります。

今回の申請は、農用地利用集積計画のうち利用権設定の賃借権が三件で、内訳は新規の利用権設定が三件です。面積は、田が七千七百七十八平方メートルです。なお、対価の支払方法等につきましては記載のとおりであります。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第十八条第三項の要件であります、㊠農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること㊡利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、農作業に常時従事し、対象農地を効率的に利用すると認められること㊢対象農地の関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしております。

一、議長（菅本義勝）只今、事務局から説明がありました。御意見はありませんか。

一、三番委員（碓俊治）物納というのは反にどれくらいでしょうか。

一、事務局（徳永惣一）碓委員が言われているところは、反に一俵です。

一、三番委員（碓俊治）わかりました。

一、議長（菅本義勝）他に御意見はありませんか。

一、全委員異議なしと呼ぶ。

一、議長（菅本義勝）議案第三号農業経営基盤強化促進事業実施に伴う農用地利用集積計画（利用権設定等）の承認については、異議が無いようですので承認されたものと認め決定します。

一、議長（菅本義勝）議事審議を終了し、会議を閉じる旨を宣言した。

一、閉 会 午後二時三十分

右のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成二十二年六月二十八日

玉東町農業委員会会長

九番委員

十番委員